

長崎市立小ヶ倉中学校 生徒心得

互いに協力し、励まし合って、よい校風をつくり、立派な中学生として成長していくために、次の心得を守ろう。

I 校内生活について

1. 登下校について

- (1) 7：30から8：10の間に登校する。遅刻をしてきた場合は職員室に寄って、先生に登校したことを伝えてから教室へ上がる。
- (2) 帰りの短学活のあと、理由なく教室に残らない。残る場合は先生の許可をとる。
- (3) 遅刻・早退・欠席・忌引の時は、必ず学校へ連絡する。
(保護者に連絡を入れてもらう。)
- (4) 雨天時の長靴、レインコートの使用は可。

2. 通学について

- (1) 登下校の際は、交通規則を守る。
- (2) 登下校は、原則、徒歩通学とする。
- (3) 下校時は寄り道をせず帰宅する。
(店や公園の立ち寄り、飲食をしないこと。)
- (4) 防犯ベルを必ず携帯する。
(学校で貸し出しをします。申し出てください。)

3. 学用品について

- (1) 所持品には必ず名前を記入する。
- (2) 通学カバンは学校指定のものを必ずもってくる。入らない場合は、補助バッグ（リュック等）の使用も認める。
- (3) カバンのキーホルダーは、目印として1つまでとする。
(補助バッグには付けない。)
- (4) 学習に不必要なものは持参しない。
(カッターや先のとがったはさみ、スマートフォン等の携帯端末など。)
- (5) 生徒同士の物の貸し借りはしない。
- (6) 学校に不要なお金は持ってこない。
- (7) 公共物を大切にす。破損した場合は担任及び係の先生に申し出る。過失や故意による破損は費用の弁償となる。

4. 服装・容儀について

〈服装（フォーマルを基本とする。〉〉

- (1) 指定の制服を着用する。
- (2) カッターシャツをズボンやスカートから出さない。
- (3) ズボンのベルトが見えるようにシャツをきちんと入れ、ベルトはウエストで締める。ベルトの色は黒または茶色の単色とし、金具などの装飾がないものとする。
- (4) カッターシャツの第1ボタンをしめる。
- (5) 夏服及びカッターシャツの中に着るシャツは目立たない色とする。
- (6) ネクタイ、リボンは第1ボタンが隠れるようにしめる。
- (7) セーターは、ブレザーの袖や裾から出ない。黒、紺、茶、グレー、白の単色とする。
- (8) 名札は規定のものを左胸に付ける。
- (9) 靴は白の運動靴とする。ハイカットやラメ入りなどの装飾がないものとする。
- (10) 靴下はくるぶしが完全に保護される長さにする。色は白。
※ワンポイント可。(ワンポイントはロゴマークのみとし、その他のキャラクターなどは不可。色は単色とし、ラメや蛍光色は不可)
- (11) 休日などに、学校に来るときは制服、学校ジャージ、部でそろえたジャージとする。

〈髪型など（フォーマルを基本とする。〉〉

- (1) 髪は染色、脱色、パーマ等の加工をせず、自然の状態にする。
- (2) 前髪は目にかからないようにする。
- (3) 後ろ髪は肩にかからないようにし、長い髪は結ぶ。(黒、紺のゴム)
- (4) 髪を結んだ場合に、横にたれてくる髪は、頭の側面でピンを使ってとめる。ピンの色は黒、紺とする。
- (5) 眉毛は剃ったり切ったり抜いたりなどの加工をしない。
- (6) 化粧品（色付きリップクリームなど）は使用しない。
- (7) 整髪料の使用については次のとおりとする。
 - ・身だしなみを整えるため
 - ・部活動に集中するため
 - ・ヘアスプレー・ヘアオイルの無香料のみ使用可
 - ・奇抜な髪型や学校への持ち込みは不可

5. その他

〔生活面〕

- (1) 東側ピロティは上履き、西側ピロティは下履きとする。
- (2) 集会等での体育館へは、無言で入退場する。
- (3) ベランダ（海側・山側）は使用しない。（東側階段を通行することは可）
- (4) 職員室の前廊下は移動には使用しない。
- (5) 他学年のフロアー、空き教室には立ち入らない。
- (6) 購買部の利用は、休み時間を使って文具を購入する。
- (7) 夏の制汗剤は無香料のスプレー、汗ふきシートのみとする。

〔学習面〕

- (1) 授業に遅れる場合や、やむを得ず退室する場合には、教科担任の先生に届け出る。
- (2) 学習用品を忘れない。忘れたときは教科担任の先生に届け出る。
- (3) 授業のはじめは立腰、終わりは起立してきちんと礼をする。

II 校外生活について

1. 校外生活で、特に次の行為に注意する。

(1) 夜間外出を禁止する。

〔帰宅完了時刻〕

夏期（ 4月～9月） 19時

冬期（10月～3月） 18時

- (2) 外出するときは身分証を携帯する。
- (3) 貴重品や多額の金銭は持ち歩かない。
- (4) 生徒同士での外泊は禁止する。
- (5) 法令（刑法や長崎県少年保護育成条例など）に触れる行為はしない。
①窃盗（万引など） ②喫煙 ③飲酒 ④無免許運転など

2. 外出する際は家族に行き先、帰宅時間などを必ず告げて出る。

3. 授業や部活動以外の校舎及び運動場の使用は、先生に届け出て、校長の許可を受け、先生の指導のもとに使用する。

4. トラブルなどを起こしたり、また、まきこまれたりしないように注意する。そのために、生徒同士でゲームセンター・カラオケボックス・ボウリング場・喫茶店・インターネットカフェ等への出入りは控える。生徒同士の集会・キャンプ・パーティー等は禁止する。

5. 各メディアの使い方は、家庭内のルールを守って使う。

○2023年10月19日作成